

言語資料としての「判決文」の分析にまつわる問題点

矢野 信 (株式会社法学館法教育研究所) [†]

Problems in Corpus-based Studies of Judgment Documents

Makoto Yano (Japan Research Institute of Law Related Education, HOUGAKUKAN CO.,LTD.)

1. はじめに¹

「判決文」は、今でも分かりにくい日本語の代表格のように認識されていると考えられるが², その“分かりにくさ”には、複数の次元における種々の要因が関係していると考えられる。

しかしながら、「判決文」の日本語の分かりにくさについて言語学者や裁判実務家によって従来述べられてきたのは、その多くが経験的なものであり、定量的な分析を試みたものは少ない。

本発表では、「判決文」の言葉について定量的な分析を行なっていく前提として、法律実務家・法律教育者側の視点を踏まえつつ、①主としてコーパスの手法によって「判決文」の言語を分析することの位置付けと、②「判決文」についてコーパスを具体的に考えていく場面での留意点について整理する。加えて、③「判決文」のデータの分析から得られる情報の例を挙げることにする。

2. 「判決文」の言語に関係する先行研究³

2.1 自然言語処理の観点から

阪野(2005)、阪野(2006)を初めとする研究では、自然言語処理(テキスト自動要約)の観点から、最高裁判決の原文データから構築した判例コーパスにより、いわゆる判例要旨に相当する部分を抽出する手法の提案がなされていた。

ここでは、判例(判決)の文体・構造についての(法学の)既存の知見を用いて、判例要旨の抽出作業の自動化が図られている。このため、判決の言語自体の分析を目的としてコーパスを用いるという本稿とは目的を異にするといえる。

2.2 法言語学の観点から

一方、橋内(2012a)では、法言語学の観点から、裁判員制度施行前後の第一審刑事判決の「罪となるべき事実」について、文体情報・特徴語の抽出を行い、“市民に分かりやすく”という裁判員制度導入の目的との関係での検証に相当する考察が行われていた。

これは、本稿の方向性とアプローチは共通しているといえるが、本稿がひとまず直接の目的とするのは、そのような考察の前提となる判決の言語(ことば)それ自体についての分析の段階である。

[†] klagegrund@gmail.com

¹ 根拠として法令の条文を挙げる場合、法令名+条文番号のみを掲げ、書物あるいはインターネット上の法令集を文献として掲げることとはしない(なお、インターネット上でアクセス可能な法令集を末尾の関連URLに記載しておく。)

² 古くは岩淵(1979)が有名であるが、比較的最近のものとして、大橋(2010)などがある。

³ 電子データを扱うものに限る。この他にも、法律実務家・理論言語学者などによる「判決」の言葉についての指摘・言及は数多くある。

3. 「判決文」の言語を分析することの位置付け

3.1 用語の定義

3.1.1 「判決文」の意義

「判決文」という語は、日本の現行法令中に存在しない^{4 5}。

本稿で分析・検討対象として取り上げる「判決文」は、直接的には、日本の通常裁判所⁶における判断の形式としての「判決」⁷の内容部分を言語の形で表現したものをいうとしておく。また、裁判所における公権的な法的判断⁸の形式には、判決のほかに「決定」「命令」等があるが⁹、それらを言語の形で表現したもの（「決定文」などという。）も、「判決文」の集合に含めることがある。

このうち、「内容部分を言語の形で表現した」というのは、法学の解説書などであまり触れられない。この部分をあえて書いたのは、「判決文」が作成されない「判決」があるからである（後述「調書判決」）。

3.1.2 類義語・関連語の整理

- ・ 「判決書」というのは、「判決」の内容を記載した文書・書面のことをいう¹⁰（したがって、物体として存在するものである。）。なお、「決定」という判断形式に対応するのは「決定書」である。
- ・ 「判例」とは、判決・決定などに示された法的な判断に着目した用語である。広義には「過去に下された裁判」一般を指すが、狭義には「それらに含まれる原則のうち、現在拘束力を持つもの」をいう（金子(2008)）。実務（特に裁判所）では、後者の観点から専ら最高裁判所の判決・決定を指して使われる。

これに対して、「裁判例」「判決例」は、法律面や事実面における判断の事例（ひとつのケース）という意味合いで個々の判決を指す場合に用いられる。¹¹

これらはいずれも、「判決」で示される判断の内容・中味に着目した表現であることから、判決文それ自体の言語的性質の分析を目的とする本稿では、基本的に用いない。

- ・ 「判例集」とは、「判例」を検索できるように年代別・内容別に整理して編集した書物（あるいはデータベース）のことである。後述のように、「判決文」に一般にアクセスできるのは「判例集」を通じてあることから、その性質を理解しておくことは本稿の分析目的との関係で重要な意味を持つてくる。

3.2 「判決文」の言語を分析することの意義

言語学的な関心の下、言語資料としての「判決文」を分析する意義を最大限広く考える前提として、「判決」の性質として、かなり抽象化した次の点で捉えておく。

事実を確定し、それルール（規範）に当てはめて、一定の判断を下す行為

このうち、「事実」とは、法律家が使う用語としての意味である。¹² また、ルール（規範）

⁴ 「法令データ提供システム」（総務省）の法令用語検索による。

⁵ また、末川(1991)、金子(2008)などの法学の辞典にも、項目としては存在しない。

⁶ 最高裁判所及びその下に属する各種の裁判所のことを指す（憲法 76 条 1 項）。なお、国会の下に「裁判官弾劾裁判所」があるが（憲法 64 条）、これを含まない。

⁷ 民事訴訟法 243 条、刑事訴訟法 329 条以下

⁸ これを訴訟法の概念で「裁判」という（金子(2008)）。

⁹ 民事訴訟規則 50 条、刑事訴訟 43 条

¹⁰ 民事訴訟法 253 条、刑事訴訟規則 218 条

¹¹ なお、この 2 語はいずれも、末川(1991)、金子(2008)には項目としては存在しない。

¹² 少なくとも、日常用語とは異なり、真である（truth）という意味合いを全く含んでいない（この点は、

には「法律」をはじめとする「法令」が含まれるが、それらに限られない。¹³

このように広く捉えれば、「判決」と類似の作用は、およそ団体・組織のあるところにはすべて存在するものであるといえそうである。¹⁴ 例えば、ある非行を理由として社員を懲戒にする場合の会社の判断、あらかじめ決めてある一定の資格を満たした者に対して入会を認めるという団体の判断、ルールブックに則ってストライク／ボールを決する野球の審判の判断などなど、すべて、上記の構造をとっている。¹⁵

そうすると、そのような意味での「判決」という作用を理解できることは、市民社会の構成員としてのリテラシーの一つであるといつてよいかも知れない。¹⁶ このことから、「判決文」の分析には、法律の専門家や専門家になるための教育にとって必要な知見を得ることにとどまらない面があると考えている。¹⁷

4. 「判決文」コーパスを考える際の留意点

4.1 言語資料としての「判決文」データについて

前川(2013)では、現代的なコーパスに求められる要件として代表性、均衡性、真正性などの点や公開にまつわる問題点を挙げている。「判決文」のコーパスを考える際におけるそれらの問題点のいくつかについてまとめてみる。

4.1.1 著作権

著作権法 13 条 3 号は、「裁判所の判決、決定、命令及び審判並びに行政庁の裁決及び決定で裁判に準ずる手続により行われるもの」は著作権の目的とならない（著作権が発生しない）ことを定めている。このことは、言語資料として「判決文」を分析する場合における大きな利点であろう。

なお、判例集・判例雑誌には、しばしば、当事者（検察官・弁護士など）が書いた「上告理由」等が判決本文の後に掲載される。特に、出版される「最高裁判所判例集」には、上告理由等が必ず掲載されることになっている。この部分は、上記の著作権法の定義には当てはまらないことから、この部分を含めたコーパスを構築した場合には、著作権処理の問題が出てくることになる。

4.1.2 「判決」の母集団（コーパスの代表性の問題1）

まず、すべての「判決」において「判決文」が作成されるわけではないことに留意しておく必要がある。

民事訴訟においては、訴えの提起を受けた被告が事実を争わないなどの一定の場合に、

日弁連(2007)で指摘がなされていた。)。厳密に定義しようとすれば、例えば“法的判断の前提問題としてその存否が確定の対象となる歴史的な出来事”などという表現が考えられるが、このような定義は、末川(1991)、金子(2008)などの法学辞典や法学書等には記載されていない。

¹³ この点については、矢野(2013)も参照。

¹⁴ なお、最終的に裁判所で争うことが可能であるような各種の紛争解決手段における判断（国税不服審判所の審判、特許庁による審決、海難審判など）は、当然のこととして省略する。

¹⁵ なお、あらかじめルールが共通に定められていない世界・集団においても、条理や過去の判断などを参考にしてルールを定立しながらその判断を行うことが可能である（英米法における判例法は、そのような判断の積み重ねとして生成されてきたものといえることができる。）。したがって、あらかじめ定められているルールの存在と、上記のような意味での「判決」作用の存在は、一方の存在が他方の前提となる関係にはないと考えられる。

¹⁶ 法教育研究会(2004)では、法教育において取り扱うべき主たる内容の一つとして「ルールに基づいてどのように紛争を解決していくのか」の点が掲げられていた。

¹⁷ 現時点でも、法言語教育の実践として、高校の国語科において判決文を題材とした授業が行う例がある（橋内(2012b)）。

判決書の作成を省略できる（民事訴訟法 254 条）。この場合は、裁判所書記官が、口頭弁論調書に、判決の主文・理由の要旨などを記載する。また、刑事訴訟においては、控訴・上告の申立てがなく、かつ、判決書の謄本の請求がない場合に、判決書の作成を省略できる（刑事訴訟規則 219 条）。この場合も、口頭弁論調書に判決主文などが記載される。このことから、これらの制度はいずれも「調書判決」と呼ばれる。

「司法統計」では、このような「調書判決」の件数は明らかにされていないが、判決件数のうちの一定の割合が「調書判決」によると考えられる。

民事・刑事いずれの場合も、裁判所の行為としての「判決」は存在するが、その内容を言語で表現した「判決文」は存在しないことになる。したがって、コーパスを構築して「判決文」の言語を分析するという本稿においては、取得の対象から外れることになる。

4.1.3 「判決書」の母集団（コーパスの代表性の問題 2）

判決文の入手は公開された判決書によることになる。

民事・刑事とも、判決書は、原則として公開というのが建前であるが¹⁸、それは、裁判所（民事の場合）・検察庁（刑事の場合）の庁内での閲覧が可能であるということにとどまる。また、刑事事件判決は、実際には、プライバシー保護などを理由に事件の関係者などでは閲覧の許可もされない場合がある（福島(1999)など）。

したがって、実際には、判決文の入手は、裁判所ホームページで公開されたデータや、出版された判例集・判例雑誌、商用データベースなどによることになる。

ここで、2011（平成 23）年に最高裁判所で処理がなされた民事事件・刑事事件の件数¹⁹、最高裁判所ホームページ²⁰・商用データベース（Westlaw Japan²¹）に登載されている同じ期間の最高裁判決の本数を表 1 に掲げる。また、同年の地裁第一審事件の件数に関する同様のデータを表 2 に掲げる。

表 1 2011（平成 23）年の最高裁判所の事件件数等

	既済事件数	「最高裁判所判例集」の 公開データ数	Westlaw Japan で 入手可能なデータ数
民 事	6,654	76 (1.14%)	109 (1.64%)
刑 事	3,854	37 (0.96%)	37 (0.96%)

表 2 2011（平成 23）年の地裁第一審事件の件数等

	既済事件数	「下級裁判所判例集」の 公開データ数	Westlaw Japan で 入手可能なデータ数
民 事	774,183	67 (0.01%)	3512 (0.45%)
刑 事	80,886	35 (0.04%)	43 (0.05%)

これらの表からわかるように、現実的に一般にアクセス可能な判決文データは、全体の数%にも満たないのであるが、そのようにして公開・出版されるものは、ほぼ間違いなく、

¹⁸ 民事訴訟法 91 条 1 項、刑事確定訴訟記録法 4 条

¹⁹ 本稿執筆時点で公開されている最新の「司法統計」（年報）からのデータである。

²⁰ 最高裁判所ホームページ内の「最高裁判所判例集」

²¹ 出典ウェストロー・ジャパン株式会社

法律実務家の観点から実務上の意義を有するもの（法的に新しい判断をしたものなど）に限られる（判例集・判例雑誌の目的から明らかであろう。最高裁判所の場合について後述）。

したがって、我々が入手可能なデータは、「判決」「判決文」全体の集合との関係で考える限りは、代表性・均衡性の点でかなり問題があるデータであるということになる。

しかし、そのようなデータであっても、ある程度の分量をそなえれば、ある種の文体情報など判決文の言語に関する分析にとって、意味のある情報を導くことができるのではないかと考えている。²²

4.1.4 「判決文」の構成内容

判決文は、「主文」と「理由」²³からなる。判決文と類似の性質を有するその他のものにおいても、この限度では同じである。

「理由」でどのような項目・内容をどの程度記載するかは、制度によっては定まっている（民事訴訟法 253 条、刑事訴訟法 335 条など）。判決文の分析における主たる関心はこの「理由」部分の言語になってくる。

なお、最高裁判所の判決・決定では、各裁判官が個別に意見を述べることができる（裁判所法 11 条）。²⁴ この部分については、「判決文」の本体とは区別をしておく必要があるだろう（基本的には分析対象から外すことになるが、分析内容・目的によってはそれらを対象とすることもあり得る。）。

4.1.5 仮名処理の点

我々が入手可能な状態の判決文の多くは、固有名詞について仮名処理がなされている。

この点について、例えば、次に述べる最高裁判所ホームページで公開されているデータについては、「文中の固有名詞などには、プライバシーなどへの配慮から、「A」「B」「C」等の記号に置き換えているものがあります。」²⁵と注記されていることから分かるように、固有名詞について一律の処理をしているわけではない。²⁶

いずれにしても、データの分析を行う段階で留意しておく必要がある点である。

4.2 「判決文」データの公開態様と入手²⁷

4.2.1 裁判所ホームページ

裁判所ホームページに、次の 6 種類の検索フォームがあり、PDF 形式によって判決文のデータが公開されている。

最高裁判所判例集、高等裁判所判例集、下級裁判所判例集、
行政事件裁判例集、労働事件裁判例集、知的財産裁判例集

²² この点の厳密な検討は今後の課題とする。

²³ これは、「主文」を導くに至った理由全体を表す（刑事訴訟法 44 条の「理由」はこの意味である。）。後掲民事訴訟法 253 条 1 項 3 号の「理由」より広い意味である。

²⁴ 裁判官が個別に付す「意見」には、「補足意見」「反対意見」「意見」の 3 種類がある。これらをまとめて「少数意見」という。「少数意見」ではない判決理由本体に示された内容を、これと対比する意味で、「多数意見」「法廷意見」などということもある（金子(2008)）。

²⁵ 「各判例について」(http://www.courts.go.jp/picture/hanrei_help.html)

²⁶ 行政に関係する事件では、行政主体（東京都、大阪市など）が仮名処理されていないものが多い。刑事事件の犯罪場所の記載は、都道府県名・市区町村名は仮名処理されていないものが多い。その他、行政が関係しない事件でも、仮名処理が行われていない箇所が見られた。

また、最高裁判所ホームページ内の「知的財産裁判例集」に収録されている判決や商用データベースに収録されている判決の中には、仮名処理を一切おこなっていないものも見られた。

²⁷ ここでは、コンピュータを用いたコーパスによる分析を行うという観点から、紙ベースで入手可能なものについては省略する。

このうち、「最高裁判所判例集」には、最高裁判所の発足後、1947（昭和 22）年から²⁸毎年発行されている「最高裁判所民事判例集」「最高裁判所刑事判例集」（判例集）、「最高裁判所裁判集民事」「最高裁判所裁判集刑事」（裁判集）に収録されている判決・決定の全文が収録されている。²⁹ これらの「判例集」「裁判集」は、最高裁判所の判決・決定から、先例としての価値があることその他の点を考慮して、最高裁判所に設置された「判例委員会」が選定して公表するものである（田原(1965), 川口(2010)）。

また、「下級裁判所判例集」は、2002（平成 14）年以降に各地の下級裁判所³⁰が独自にホームページに公表した判決のデータが収録されている。ここには、どの判決を公表するかについて全国統一の基準は存在しないとされる。³¹ したがって、公表される判決の種類・公表する裁判所などについて、かなりの偏りが生じている。

4.2.2 各種商用データベース

商用の判例データベースが複数ある。ここには、公式・民間の各種判例集³²や、「判例時報」（判例時報社 旬刊）、「判例タイムズ」（判例タイムズ社 月刊³³）をはじめとする判例雑誌など、紙媒体で得られる判決文等の多くが（遡って）データ化されて収録されている（基本的には HTML データになっているが、一部、画像を PDF 形式にした状態のものもある。）。また、運営会社が独自に入手した判決等も収録されている。³⁴

多くのデータベースで「全文検索」をすることが可能であり、検索件数については比較的容易に得られるといえる。ただ、それを超える複雑な分析を行うことはできない。³⁵

また、データベースに収録されているもの多くは判例集・判例雑誌の掲載に由来することから、データの代表性・均衡性の点で検討を要するのは先に述べたとおりである。

5. 「判決文」のデータの分析から得られる情報の例

今回は、「判決文」についての分析の第一段階として、最高裁判所ホームページの「最高裁判所判例集」で入手可能な判決・決定の PDF データをテキスト化したものについて、全体の傾向を見るため、判決 1 件あたりの文字数と 1 文あたりの文字数を算出した。³⁶

ここでは、全区間を 5 年ごとに区切り（例えば 1955 年区間は 1951～1955 年を表す）、判決 1 件あたりの文字数と 1 文あたりの文字数（句点（。）の数を文の数とみなし³⁷、総文字数を文の数で割った数）を概算した（図 1）。なお、今回は、先に述べた仮名処理のバラツきの点について別途処理を行わなかった（PDF データに含まれる状態のまま）。

- ・ 判決 1 件あたりの文字数は、事件の複雑さ・事件全体の情報量や、理由の判示の詳細さなどが影響すると考えられる。事件の複雑さ・情報量が同じであっても、理由部分を分かりやすく表現しようとするれば、全体の文字数は増えることになると考えられる。

²⁸ 初年（1947 年）については、年の途中からの収録となっている（中野(2009)）。

²⁹ これらは、2010 年 4 月に、遡って 1947 年以降の全データの公開が開始された（最高裁ホームページの当時のデータによる。<http://web.archive.org/web/20100421055110/http://www.courts.go.jp/>）。

³⁰ 高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所

³¹ 担当者によって公開する判決の選定・件数にかなりのバラツキがあるといわれる（裁判官出身者の方の私信による。）。

³² 紙媒体の判例集にどのようなものがあるかについては、中野(2009)が詳しい。

³³ 2012 年 12 月までは月 2 回刊であった。

³⁴ データベースを契約している弁護士が判決を持ち込む場合などがある。

³⁵ 例えば、正規表現による検索に対応したものは、現段階では見当たらない。

³⁶ いずれも、少数意見（脚注 24）の部分は除外してある。

³⁷ パーレン（ ）やカギ括弧「 」内に現れる句点（。）は除外してある。

これについては、1955 年区間以来ほぼ一貫して値が増加している。これが事件の複雑さ・情報量の増加によるものか、理由の判示の詳細かによるものかについては、今後の検討課題である。

- ・ また、1 文あたりの文字数については、一般的には、1 文が短いほど読みやすい文章であるといえる。渡辺（2010）、白取（2010）などでは、判決の平易化の一つの表れとして、短文化を挙げていた。

しかし、最高裁判決に関する限り、1955 年区間が最小であった。また、2005 年区間で一旦極小となった後は増加の傾向にある。これらの要因が何であるかについては、今後の検討課題である。

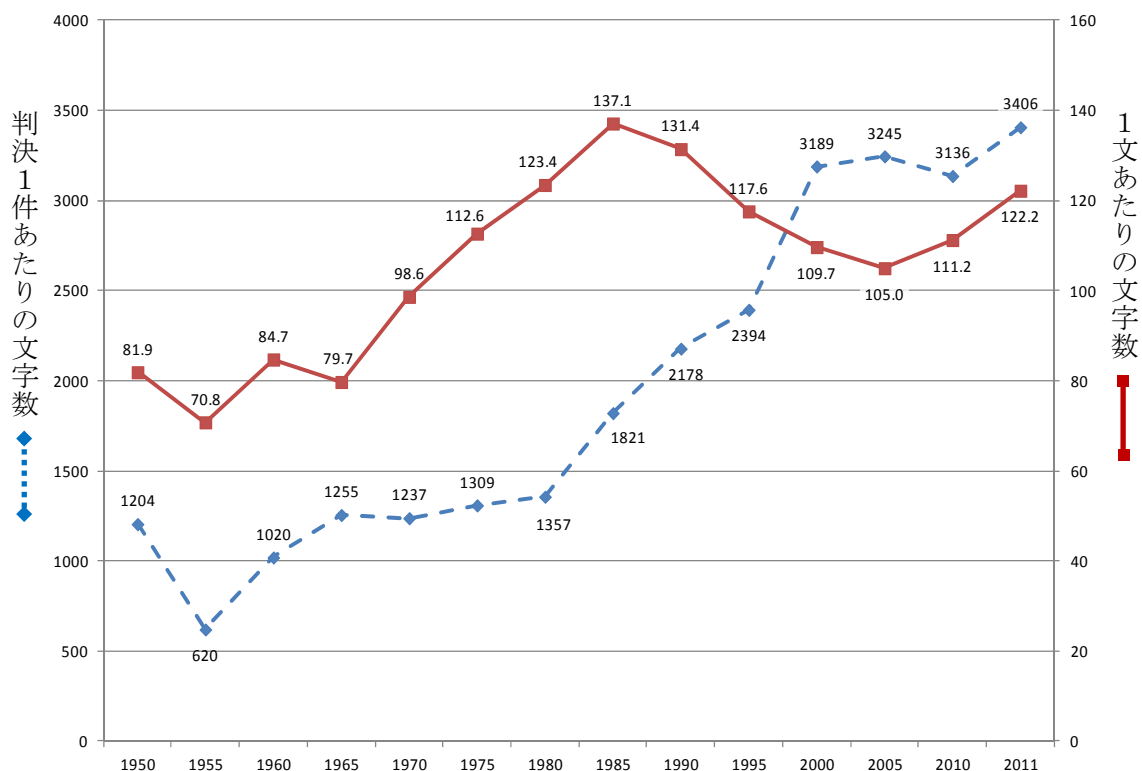


図 1 判決 1 件あたりの文字数／1 文あたりの文字数

6. おわりに

本稿では、主に、「判決文」の言語の分析のためにコーパスを用いる際の前提となる事項を整理した。今後、ここで整理した内容を踏まえて、「判決文」の言語の特徴についての分析を進めていきたい。

文 献

岩淵悦太郎, 他(1979)『悪文』日本評論社

大橋将(2010)「法の日本語」専門日本語教育 12 号, pp.15-18

金子宏, 新堂幸司, 平井宜雄(2008)『法律学小辞典 第4版補訂版』有斐閣

川口富男(2010)「判例委員会で学んだこと(裁判エッセイ 35)」中央総合法律事務所季刊ニュース 60 号, pp.14

(http://www.clo.jp/office_news.html よりダウンロード可能)

白取祐司(2010)『刑事訴訟法』日本評論社

末川博, 他(1991)『新法学辞典』日本評論社

田原義衛(1965)『最高裁判決の内側』一粒社

中野次雄, 他(2009)『判例とその読み方』有斐閣

日弁連(2007)「法廷用語の日常語化に関する P T 最終報告書 (裁判員制度実施本部法廷用語の日常語化に関するプロジェクトチーム)」

http://www.nichibenren.or.jp/ja/citizen_judge/program/nichijyougoka.html

橋内武, 他(2012a)「判決文はどう変わったか 裁判員制度以前と以後 (その 1)」桃山学院大学総合研究所紀要, 37:3, pp.223-231

(<http://stars.andrew.ac.jp/modules/xoonips/detail.php?id=AA11337282-20120330-1223> よりダウンロード可能)

橋内武, 他(2012b)『法と言語 法言語学へのいざない』くろしお出版

半田正夫, 松田政行(2009)『著作権法コンメンタール』勁草書房

阪野慎司, 他(2005)「判例コーパスを用いた判決文の要約手法」デジタル図書館 27 号, pp.3-8

(http://www.dl.slis.tsukuba.ac.jp/DLjournal/No_28/1-banno/1-banno.html よりダウンロード可能)

阪野慎司, 他(2006)「機械学習に基づく判決文の重要箇所特定」言語処理学会第 12 回年次大会発表論文集, pp.1075-1078

(http://www.anlp.jp/proceedings/annual_meeting/2006/pdf_dir/C5-2.pdf よりダウンロード可能)

福島至(1999)『コンメンタール刑事確定訴訟記録法』現代人文社

法教育研究会(2004)「法教育研究会報告書 我が国における法教育の普及・発展を目指してー新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむためにー」

http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_houkoku.html

前川喜久雄(2013)「コーパスの存在意義」『講座日本語コーパス 1 コーパス入門』, pp.1-31, 朝倉書店

矢野信(2013)「コーパスを活用した法文データの分析に関する問題点」, 本予稿集収録

渡辺咲子(2010)『刑事訴訟法講義』不磨書房

関連 URL

法令データ提供システム (総務省) <http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

最高裁判所規則集 (最高裁判所) <http://www.courts.go.jp/kisokusyu/>

司法統計 (最高裁判所) <http://www.courts.go.jp/search/jtsp0010?>

裁判例情報 (最高裁判所) <http://www.courts.go.jp/>

Westlaw Japan (新日本法規) <https://go.westlawjapan.com/wljp/app/signon/display>